

新型コロナウイルス感染症対策支援

刈谷市では、国や県とともに新型コロナウイルス感染症対策としてさまざまな施策や取組、事業を実施しており、今回は12月補正予算に盛り込んだ主な施策などを紹介します。

(令和2年12月18日時点の情報 市は刈谷市独自の取組)

市 飲食店応援キャッシュレス決済ポイント還元事業 問 商工業振興課 (☎62-1016)

飲食店の支援とキャッシュレス決済の拡大を図るため、市内のキャッシュレス決済に対応する飲食店の利用者に対し、スマートフォンでキャッシュレス決済(コード決済)をした際に、決済額の20%相当分のポイントを還元します。事業の実施期間は、令和3年4月から5月までの2カ月を予定しています(実施期間は、状況により延期する場合があります)。



市 福祉タクシー継続支援事業 問 福祉総務課 (☎62-1208)

新型コロナウイルス感染症拡大の状況下において、障害者および高齢者の移動手段を継続して提供するため、市内の福祉タクシー事業者および刈谷市を運送区域とする福祉有償運送事業者に対し、1事業者あたり10万円の支援金を交付します。

市 障害福祉施設新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業 問 福祉総務課 (☎62-1208)

市内の障害福祉施設を支援するため、移動入浴サービス事業所および移動支援サービス事業所において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に必要な人件費や消毒液などの物品の購入経費などについて、全額を補助します。

ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業 問 子育て推進課 (☎62-1061)

新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、低所得のひとり親世帯に対し、第2弾となる臨時特別給付金を支給します。

令和2年6月分の児童扶養手当を受給している人などに5万円と、第2子以降の子ども1人につき3万円を支給します。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がってしまった人も対象となります。

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

寒いからこそ気を付けたい 感染防止のポイント 問 健康推進課 (☎23-8877)

新型コロナウイルスへの感染防止のため、寒い環境でも換気を行い、適度な保湿を心掛けましょう。

① 基本的な感染防止対策の実施

- ・マスクを着用
- ・人と人の距離を確保
- ・3密を避ける、大声を出さない



② 寒い環境でも換気の実施

- ・機械換気による常時換気
- ・機械換気がない場合は、室温が下がらない範囲で常時窓開け(窓を少し開け、室温は18℃以上を目安)



③ 適度な保湿(湿度40%以上を目安)

- ・換気をしながら加湿(加湿器使用や洗濯物の室内干し)
- ・こまめな拭き掃除



新型コロナウイルス感染症への懸念で医療機関の受診を控えていませんか?

発熱、咳や腹痛などの症状は新型コロナウイルス感染症に限りません。過度な受診控えは健康上のリスクを高めてしまう可能性があります。コロナ禍でも健診や持病の治療、子どもの予防接種などの健康管理は重要です。

医療機関や健診会場では、換気や消毒でしっかりと感染予防対策をしています。健康に不安がある時は、まずはかかりつけ医・かかりつけ歯科医に相談しましょう。また、予防接種や健診について分からないことは、市にお問い合わせください。

問 健康推進課 (☎23-8877)

ふるさと寄附金を受け付けています

問 財務課 (☎62-1006)

新型コロナウイルス感染症拡大防止などの対策に、皆さまからの寄附金を役立てさせていただきます。詳しくは、市HPをご覧ください。



▲市HP